

- 2面 「新宿エコ自慢ポイント」を集めよう  
3面 20年度介護保険料を決定  
4・5面 長寿(後期高齢者)医療制度  
・国民健康保険のお知らせ  
5面 平和の大切さを伝えるために  
6面 メニューコンクールにご参加を  
8面 NPO活動資金助成事業

# 広報しんじゅく



★区のサービス・手続き・施設案内は「しんじゅくコール」  
☎ (3209) 9999 (午前8時~午後10時)

「新宿力」で創造する、  
やすらぎとにぎわいのまち

平成20年(2008年)

7・15

第1893号

発行 新宿区 編集 区政情報課(毎月5・15・25日発行)  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111  
ホームページ http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/



住宅が倒壊しても、耐震シェルターはつぶれません



木材・鉄骨でできています、部屋に安全な空間を確保します

## 「新宿区地震ハザードマップ」を作成 あなたの街は大丈夫!?

●本日7月15日の新聞に  
折り込んでいます

大地震による被害を最小限  
にするため、また、自らの生命  
と財産を守るため、事前にま  
ちの状況を確認し、地震に備  
えましょう。

皆さんがお住まいのまちの状況につ  
いて、「地震に関する地域危険度(建物倒壊危  
険度・火災危険度・総合危険度)測定調査結  
果(東京都発表)」「がけ・擁壁、急傾斜地  
等の分布状況」を地図にまとめました。ご活  
用ください。

【問合せ】建築指導課構造設備係(本庁舎8  
階) ☎ (5273) 3745へ。



該当する方  
▼新宿区耐震改修促進計画  
で「地震発生時に閉塞を防  
ぐべき道路」(20年度は甲州  
街道・新宿通りのみ)として

震災時に道路が通行不能  
とならないよう、緊急輸送  
道路沿道の建築物の耐震診  
断または補強計画作成に掛  
かる費用の一部を助成しま  
す。

【対象要件】次のすべてに

該当する方  
▼助成限度額 200万円(診  
断費・作成費の3分の2ま  
たは床面積1m<sup>2</sup>に付き千円  
のいずれか低い方)

位置付けられた緊急輸送道  
路沿道にあり、一定以上の  
高さの建築物  
▼昭和56年以前に建築  
▼延べ面積が千m<sup>2</sup>以上で3  
階建て以上

該当する方  
▼認知症サポーター養成講座に  
て、誰よりも不安で苦しく悲  
しいのも本人であることを  
知りました。▼認知症サポー  
ター養成講座に、ぜひお出か  
げください。認知症の方やそ  
の家族を温かく見守る支援  
者に、多くの区民の皆さんが  
なついたただくことを願っ  
ています。

6月14日、最大震度6強を観測した「岩手・宮城内陸地震」が発生しました。近年、大きな被害をもたらす地震が各地で発生しています。今後予想される首都直下地震など、いつ発生してもおかしくない巨大地震に備え、区内では、建築物等の耐震化支援事業を行っています。今回は、20年度から拡充した耐震化支援事業についてお問い合わせください。助成事業の要件や申し込み方法等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】地域整備課(本庁舎8階) ☎ (5273) 3829へ。

1 高齢者の方・障害のある方に「耐震シェルター」「耐震ベッド」設置費用の一部を助成  
部屋ごとの部分的な補強や、就寝中の安全な空間を確保することができる装置(耐震シエルター・ベッド)の設置にかかる費用の一部を助成します。

【対象要件】次のすべてに該当する方  
▼65歳以上の方または障害のある方(詳しくは、お問い合わせください)

▼昭和56年以前に建築した木造建物で、2階建て以下の住宅(店舗等との併用を含む)

▼申請者世帯全員の所得金額の合計が800万円以下  
▼助成申請者を含む世帯が

【対象要件】次のすべてに該当する方  
▼65歳以上の方または障害のある方(詳しくは、お問い合わせください)

▼昭和56年以前に建築した木造建物で、2階建て以下の住宅(店舗等との併用を含む)

▼申請者世帯全員の所得金額の合計が800万円以下  
▼助成申請者を含む世帯が

## 地震災害から生命と財産を守るために

**建築物等耐震化支援事業を拡充します**

木造住宅の屋根など、部  
分的な改修による簡単な耐  
震補強工事(一定以上の強  
度があるものに限る)に掛  
かる費用の一部を助成しま  
す。

【助成限度額】▼①住民税  
非課税世帯または区の建築  
物等耐震化支援事業の重点  
地区内: 150万円(対象工事  
費の5分の3)

▼②65歳以上の方または障  
害のある方を含む世帯: 100万  
円(対象工事費の5分の2)

▼①②以外の方: 50万円  
(対象工事費の5分の1)

※重点地区については、お  
問い合わせください。

木造住宅の屋根など、部  
分的な改修による簡単な耐  
震補強工事(一定以上の強  
度があるものに限る)に掛  
かる費用の一部を助成しま  
す。

## 2 簡易耐震補強工事費用の 一部を助成

住民税を滞納していない  
敷地が道路に接している  
で、建物が道路に突出して  
いる

木造住宅の屋根など、部  
分的な改修による簡単な耐  
震補強工事(一定以上の強  
度があるものに限る)に掛  
かる費用の一部を助成しま  
す。

安心を耳にすること

深刻な状況はもちろ  
んのこと、家族が上

手に受け止めて穩や  
かに暮らせるように

多くなりました。

安心を耳にすること

深刻な状況はもちろ  
んのこと、家族が上

手に受け